

佐賀県告示第220号

佐賀県建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則（昭和24年佐賀県告示第326号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第2条 建設業者提出書類閲覧所は、 <u>県土づくり本部</u> 建設・技術課内に置く。	第2条 建設業者提出書類閲覧所は、 <u>県土整備部</u> 建設・技術課内に置く。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。